

2025 年 10 月 1 日

各 位

貸金庫規定の改定のお知らせ

株式会社山形銀行は、お客さまから今後も安心して貸金庫をご利用いただくために、下記により貸金庫規定を改定します。

記

1. 概 要

2025 年 5 月 30 日、金融機関による貸金庫業務適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。これを受け、山形銀行では貸金庫規定を改定いたします。（改定日 2026 年 4 月 1 日）

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

2. 改定内容

（1） 主な改定内容（※ 規定改定の詳細は、別紙新旧対照表のとおり）

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」「危険物等」を追加
- ② 貸金庫の利用目的を書面等でご申告いただくこと 等

（2） 格納いただけない「現金」について

日本円^{（注）}、外国通貨ともに格納いただけません。

^{（注）} 記念硬貨等は除きます。詳しくは、日本銀行ホームページをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm

3. 改定対象の規定

「貸金庫規定（簡易型）」

「貸金庫規定（半自動型）」

「貸金庫規定（全自動型）」

4. ご留意事項

- (1) 現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまにおかれましては、2026年3月31日迄に、「現金」のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) なお、「貸金庫の利用目的確認のための書面」につきましては、10月より順次、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご郵送、または窓口へのご提出によりご申告願います。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部 事務企画・管理グループ

TEL 023-623-1221（代表）

受付時間 〈平日〉9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

「貸金庫規定」 新旧対照表

改定後	改定前
<u>山形銀行 貸金庫規定（簡易型）</u> 1. 貸金庫契約の成立 (略) 2. 格納品の範囲 (1)、(2) (略) 【追加】(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 【追加】3. 利用目的の確認 (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。 4. 契約期間等 ～ 11. 損害の負担等 (略) 12. 反社会的勢力との取引拒絶	山形銀行 貸金庫規定（簡易型） 1. 貸金庫契約の成立 (略) 2. 格納品の範囲 (1)、(2) (略) 3. 契約期間等 ～ 10. 損害の負担等 (略) 11. 反社会的勢力との取引拒絶

改定後	改定前
この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 13. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑤ (略) 【追加】⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約	この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 12. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑤ (略) (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契

改定後	改定前
日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡し日に第5条第1項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。	約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡し日に第4条第1項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。
【以下、省略】	【以下、省略】
<u>山形銀行 貸金庫規定 (半自動型)</u> 1. 貸金庫契約の成立 (略) 2. 格納品の範囲 (1)、(2) (略) 【追加】(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 【追加】3. 利用目的の確認 (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用され	山形銀行 貸金庫規定 (半自動型) 1. 貸金庫契約の成立 (略) 2. 格納品の範囲 (1)、(2) (略)

改定後	改定前
ることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。 4. 契約期間等 ～ 9. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱 (略) 10. 暗証照合等 解錠操作機によりカードを確認し、暗証のボタン操作とあらかじめ届出された暗証との一致を確認して貸金庫の開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、第7条第4項の場合に当行の窓口においてカードを確認し貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも同様とします。 11. 印鑑照合等 ～ 12. 損害の負担等 (略) 13. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 13. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。	3. 契約期間等 ～ 8. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱 (略) 9. 暗証照合等 解錠操作機によりカードを確認し、暗証のボタン操作とあらかじめ届出された暗証との一致を確認して貸金庫の開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、第6条第4項の場合に当行の窓口においてカードを確認し貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも同様とします。 10. 印鑑照合等 ～ 11. 損害の負担等 (略) 12. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 12. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

改定後	改定前
(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑥ (略) 【追加】⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第5条第1項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。 【以下、省略】	(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑥ (略) (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。 【以下、省略】

改定後	改定前
<u>山形銀行 貸金庫規定（全自動型）</u> 1. 貸金庫契約の成立 （略） 2. 格納品の範囲 （１）、（２） （略） 【追加】（３） 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 【追加】3. 利用目的の確認 （１） 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第２条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 （２） 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。 4. 契約期間等 ～ 9. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱 （略） 10. 暗証照合等 解錠操作機によりカードを確認し、暗証のボタン操作とあらかじめ届出された暗	山形銀行 貸金庫規定（全自動型） 1. 貸金庫契約の成立 （略） 2. 格納品の範囲 （１）、（２） （略） 3. 契約期間等 ～ 8. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱 （略） 9. 暗証照合等 解錠操作機によりカードを確認し、暗証のボタン操作とあらかじめ届出された暗

改定後	改定前
証との一致を確認して貸金庫の開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、第7条第4項の場合に当行の窓口においてカードを確認し貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも同様とします。 1 1. 損害の負担等 (略) 1 2. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 1 3. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑥ (略) 【追加】⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、ま	証との一致を確認して貸金庫の開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、第6条第4項の場合に当行の窓口においてカードを確認し貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも同様とします。 1 0. 損害の負担等 (略) 1 1. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 1 2. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① ～ ⑥ (略)

改定後	改定前
たはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 3 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前 2 項または前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 5 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 5 条第 1 項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。 【以下、省略】	(3) (略) (4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 4 条第 1 項の方法に準じて払戻しのうえ充当することができるものとします。 【以下、省略】

以 上